

平成 31 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

# 議 案 第 1 号 説 明 資 料

平成 31 年 2 月 14 日

大磯町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例

---

## 資 料

---

1	改正概要	.....	1
2	改正内容	.....	1
3	新旧対照表	.....	2

議 会

## 大磯町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例

### ○ 改正概要

大磯町議会議員に係る期末手当の支給割合について、国会議員との権衡を考慮するとともに他の地方議会の状況等を鑑み、平成31年4月以降の支給分から均等にするため、規定の改正を行うものです。

### ○ 改正内容

#### (1) 期末手当の支給割合の見直し

- ・平成31年4月以降、6月期及び12月期の支給月数を均等に配分します。

#### ◆大磯町議会議員の支給月数

議長、副議長、議員	6月期	12月期	計
平成30年度	2.05月	2.10月	4.15月
平成31年度以降	2.075月	2.075月	4.15月

#### (2) 施行日

- ・平成31年4月1日から施行

大磯町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第4条 省略                      (期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p><u>附 則</u>                      この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第4条 省略                      (期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の205、12月に支給する場合には100分の210</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>第6条 省略</p>